

議案第 5 4 号

北本市南部地域整備基金の設置、管理及び処分に関する条例
の一部改正について

北本市南部地域整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を
次のように改正する。

令和元年 8 月 2 8 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市南部地域整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一
部を改正する条例

北本市南部地域整備基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成 1
5 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、南部地域の整備に要する経費の財源
に充てるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。